

# 平成27年度第2回岩手県総合教育会議（臨時会）

日 時 平成27年7月14日（火）

11:00～12:00

場 所 第一応接室

## 次 第

1 開 会

2 知事挨拶

3 協議事項

矢巾町における中学生自殺事案に関する対応について

4 その他

5 閉 会

平成 27 年度第 2 回岩手県総合教育会議（臨時会） 出席者名簿

職		氏 名	備 考
<b>【構成員】</b>			
知事		達増 拓也	
教育委員長		八重樫 勝	
教育委員		小平 忠孝	
教育委員		村井 三郎	
教育委員		芳沢 莖子	
教育委員		藤井 克己	
教育長		高橋 嘉行	
<b>【事務局等】</b>			
総務部	法務学事課総括課長	佐藤 一男	
	法務学事課私学・情報公開課長	千葉 政典	
教育委員会 事務局	教育次長兼学校教育室長	川上 圭一	
	教育次長兼教育企画室長	田村 幸義	
	教育企画室特命参事兼企画課長	菊池 正勝	
	学校教育室学校企画課長	石田 知子	
	学校教育室義務教育課長	藤岡 宏章	
	学校教育室生徒指導課長	大林 裕明	

## 矢巾町における中学生の自殺事案に関する対応について

平成 27 年 7 月 14 日 岩手県教育委員会

## 1 事案の概要

7月5日(日)	午後7時35分頃 JR矢幅駅構内で、矢巾町立中学校2年生の男子生徒(13歳)が上り列車に飛び込み死亡
同日	午後11時45分頃 盛岡教育事務所を通じ、県教委に第一報が入る
7月6日(月)	当該校において、「いじめ問題調査委員会」を設置するとともに全校集会で生徒に説明
7月7日(火)	当該校において、男子生徒が担任にいじめを訴えていた経緯があることから、事実確認の調査を開始
7月10日(金)、13日(月)	矢巾町教育委員会が記者会見を実施

## 2 関係機関におけるこれまでの主な対応

月 日	当該校	矢巾町教育委員会	県教育委員会	その他
7月5日(日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案発生(19時35分)</li> <li>・ 紫波警察署が担任に聞き取り(校長・学年長同行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校を通じて第一報(22時10分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 盛岡教育事務所を通じて第一報(23時46分)</li> </ul>	
6日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「いじめ防止対策推進法」に基づく重大事態として、「いじめ問題調査委員会」を設置</li> <li>・ 時間を遅らせて生徒登校(12時30分)</li> <li>・ 全校集会で生徒へ説明(15時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該校へ指導主事1人を派遣(～現在)</li> <li>・ 校長・学年長・担任から聞き取り</li> <li>・ 総合教育会議開催</li> <li>・ 町立学校校長会議開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町教委からの要請を受け、指導主事2～4人、スクールカウンセラー2人を派遣(～現在)</li> <li>・ 町教委からの相談対応(～現在)</li> </ul>	
7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業再開</li> <li>・ 全校生徒に対する調査開始(アンケート、聞き取り)</li> <li>・ 保護者説明会開催(19時)</li> <li>・ 学校記者会見(校長対応)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町立学校校長会議開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会協議会において、事後の対応の報告及び県教委としての今後の対応を協議</li> </ul>	
8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒に対する聞き取り調査</li> <li>・ 部活動再開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時教育委員会会議開催</li> </ul>		
9日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員に対する調査開始</li> <li>・ 担任への聞き取り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町立学校校長会議開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文科省担当職員受け入れに係る矢巾町教委との調整</li> </ul>	
10日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活記録ノートの写を紫波警察署から入手</li> <li>・ 文科省担当職員との面談(校長対応)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文科省担当職員との面談(教育長対応)</li> <li>・ 記者会見開催(14時、教育長対応)</li> <li>・ 生活記録ノートの写を、当該校を通じて入手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文科省担当職員・矢巾町訪問に同行</li> <li>・ 市町村教委・県立学校に対し、「児童生徒の生命を守るための対策の強化について」の通知の発出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閣議後、文科大臣が記者会見にて担当職員の派遣を発表</li> <li>・ 文科省担当職員による町教委訪問</li> </ul>
11日～12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担任への聞き取り(12日)</li> </ul>			
13日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男子生徒の保護者及び全国いじめ被害者の会代表等が申し入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記者会見開催(16時、教育長・校長対応)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男子生徒の保護者及び全国いじめ被害者の会代表等が申し入れ</li> </ul>	

<法第28条第1項第1号(重大事態の判断基準)>

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

### 3 当該校の生徒・保護者・教職員および矢巾町教育委員会の状況

(1) 生徒・保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな衝撃を受け、大変心を痛めている。また、保護者の中には、子どもを取り巻く環境への不安や心配をする者もいる。</li> <li>・報道関係者から生徒・保護者が直接取材を受けたことなどから、「勉強や部活動に集中できない」「子どもを一人で外に出すことができない」等の訴えを学校・町教委に寄せている者もいる。</li> <li>・インターネット上の様々な投稿による影響を危惧している者もいる。</li> </ul>
(2) 教職員・学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7月7日(火)から授業を、8日(水)から部活動も再開。</li> <li>・年中进行事に加え、本事業に係る各種調査等に相当な時間を要しており、校内が錯綜している。</li> <li>・報道関係者への取材対応や終日にわたる電話対応等により、各種調査等の進捗・通常の教育活動に大きな支障が生じている。</li> <li>・学校及び関係機関との情報共有・調整、記者会見などの対応、全国各地からの電話の対応などに相当の時間を要している。</li> </ul>
(3) 矢巾町教育委員会	

### 4 県教育委員会としての今後の主な対応等

	当該校に対する支援	矢巾町教委に対する支援	県内全学校に対する対応	その他
(1) 本事業に係る調査への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が実施する諸調査に関する助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町教委が設置する第三者調査委員会委員の選任に係る職能団体との調整及び委員会の運営に関する助言</li> <li>・指導主事による緊急支援の継続</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・文科省との連携</li> </ul>
(2) 学校教育活動正常化への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導主事とスクールカウンセラーによる緊急支援の継続(当分の間)</li> </ul>			同上
(3) 学校におけるいじめ防止基本方針及び組織の運営状況調査の実施	同右	同右	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度中に策定が完了した「学校いじめ防止基本方針」の運営状況について調査</li> </ul>	
(4) いじめ防止の徹底	同右	同右	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員を対象としたいじめ研修会の充実</li> <li>・基本方針に基づく取組みの徹底</li> <li>・「いわて『いじめ問題』防止・対応マニキュアル」の周知徹底</li> <li>・県教育委員会からの児童・生徒及び保護者へのメッセージ(自他の命と人権の尊重など)の発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ相談窓口の周知徹底(24時間子供SOSダイヤル、ふれあい電話等)</li> <li>・「岩手県いじめ問題対策連絡協議会」における関係機関の連携強化</li> </ul>

〔添付資料一覧〕

- ・矢巾町における中学生の自殺事案に関する対応について(補足)・・・〔資料2〕
- ・児童生徒の生命を守るための対策の強化について(H27.7.10付け教育長通知)・・・〔資料3〕

## 矢巾町における中学生の自殺事案に関する対応について（補足）

## 1 文部科学省からの依頼事項（H27.7.10）

## (1) 矢巾町に対して

- ・ 検証を行う前提として、まず正確な事実関係を把握することが重要であるとの認識の下、迅速な取組を進めていただくこと。
- ・ いじめ防止対策推進法第二十八条に基づき、調査組織を立ち上げ、学校の対応に問題がなかったかを十分検証すること。また、こうした方向性について速やかに公表すること。

## (2) 県教委に対して

- ・ 当該中学校、矢巾町教育委員会への助言・支援

## 2 当該校および矢巾町教育委員会の今後の対応予定

## (1) 当該校

- ・ いじめ問題調査委員会のとりまとめ（7月24日の週を目途に）
- ・ 亡くなられた生徒の保護者への情報提供（7月27日の週を目途に）
- ・ 学校設置者への調査結果の報告（7月27日の週を目途に）
- ・ 全校の保護者への説明と対応策等の説明（7月27日の週を目途に）

## (2) 矢巾町教育委員会

- ・ 町いじめ問題対策連絡協議会設置（7月13日の週を目途に）
- ・ 町いじめ問題対策委員会（第三者調査委員会）設置を視野に委員の推薦を依頼（7月13日の週を目途に）
- ・ 総合教育会議（7月21日の週を目途に）
- ・ 町議会定例会7月会議（補正予算）（7月23日）
- ・ 教育委員会議（7月24日）
- ・ 町いじめ問題対策委員会（第三者調査委員会）設置（7月31日の週を目途に）



教 学 第 6 4 2 号  
平成 27 年 7 月 10 日

各市町村教育委員会教育長 様  
(各教育事務所 経由)  
※ 県立学校長にも同様の通知

岩手県教育委員会教育長

児童生徒の生命を守るための対策の強化について (要請)

貴職におかれましては、これまでも生命を尊重する態度の育成、アンケートや教育相談におけるいじめやトラブルの早期発見・対応の取組など、生命尊重の視点に立った指導に努められるようお願いしてきているところです。

このような中、今般、県内の中学生が、自ら命を絶つという痛ましい事案が発生しました。

つきましては、このような重大事案の発生を重く受け止め、子供の自殺はどの学校でも、どのような児童生徒にでも起こり得るという認識のもと、貴管内小中学校における生命尊重を基盤とした教育の充実を図るとともに、下記の取組を強化するようお願いします。

記

- 1 全ての児童生徒が生き生きと学校生活を過ごせる安全・安心な環境づくりに努めること。
- 2 教育活動全般をとおして、児童生徒に「生命の大切さ」をしっかりと伝え、自己存在感や集団への所属感を高める指導を行うこと。
- 3 友人からいじめられる、欠席しがち、心身の不調を訴えるなどの自殺につながるような危険性のあるサインを見逃さず、全ての児童生徒に対する早期の状況把握を図るなどして自殺等の未然防止に努めること。また、サインを発する児童生徒に対して、教職員一人一人が児童生徒の発達段階における心理的な特徴を理解し、心のケアに一層努めること。
- 4 教職員、児童生徒をはじめ、家庭、地域との連携のもとに情報の把握に努め、いじめの兆候が認められる場合は、学校いじめ防止基本方針に基づき、校内組織における十分な情報共有のもと、解決に向けた早期の対応を図ること。
- 5 「いわて『いじめ問題』防止・対応マニュアル (平成 27 年 5 月)」の活用を図ること。
- 6 24 時間子供 SOS ダイヤル (いじめ相談ダイヤル) について、児童生徒にあらためて周知徹底すること。
- 7 各学校における主体的な取組の充実にも努めること。

【担当】 学校教育室 生徒指導担当  
指導主事 佐々木 淳 一  
電話 019-629-6146